

運輸安全委員会は、令和6年12月19日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・  【経過報告】 被えい船13転覆 (静岡県静岡市清水区折戸湾 令和6年1月16日発生)
- ・ [船舶事故調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (13件) [ 90KB]
- ・ [船舶事故等調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (42件) [ 156KB]

上記事故のうち、広島事務所と長崎事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました  
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① [LPG運搬船A\(1,350トン\) 貨物船B\(499トン\) 衝突](#)

夜間、愛媛県菊間(きくま)港西方沖において、B船がA船を追い越す態勢で、共に南西進中、両船が衝突した

② [遊漁船A\(7.3トン\) 漁船B\(3.8トン\) 衝突](#)

熊本県大浦漁港北方沖において、A船は東進中、B船は北進中、両船が衝突し、A船は、釣り客1人が負傷し、B船は、船長及び乗組員が負傷した

海難防止への  
インフォメーション

① **LPG運搬船A(1,350トン) 貨物船B(499トン) 衝突**

(夜間、愛媛県菊間港西方沖において、B船がA船を追い越す態勢で、共に南西進中、両船が衝突した)

【事故概要】

夜間、菊間港西方沖において、貨物船B(499トン、5人乗組、空船)が、LPG運搬船A(1,350トン、12人乗組、塩化ブタジエン約1,001t積載)を追い越す態勢で、共に南西進中、両船が衝突した

【発生日時】 令和5年10月9日21時31分ごろ

【発生場所】 愛媛県菊間港西方沖

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船: 船橋構造物左舷外板に亀裂及び凹損  
B船: 右舷ポート甲板前部に凹損及び同甲板上のハンドレールに曲損

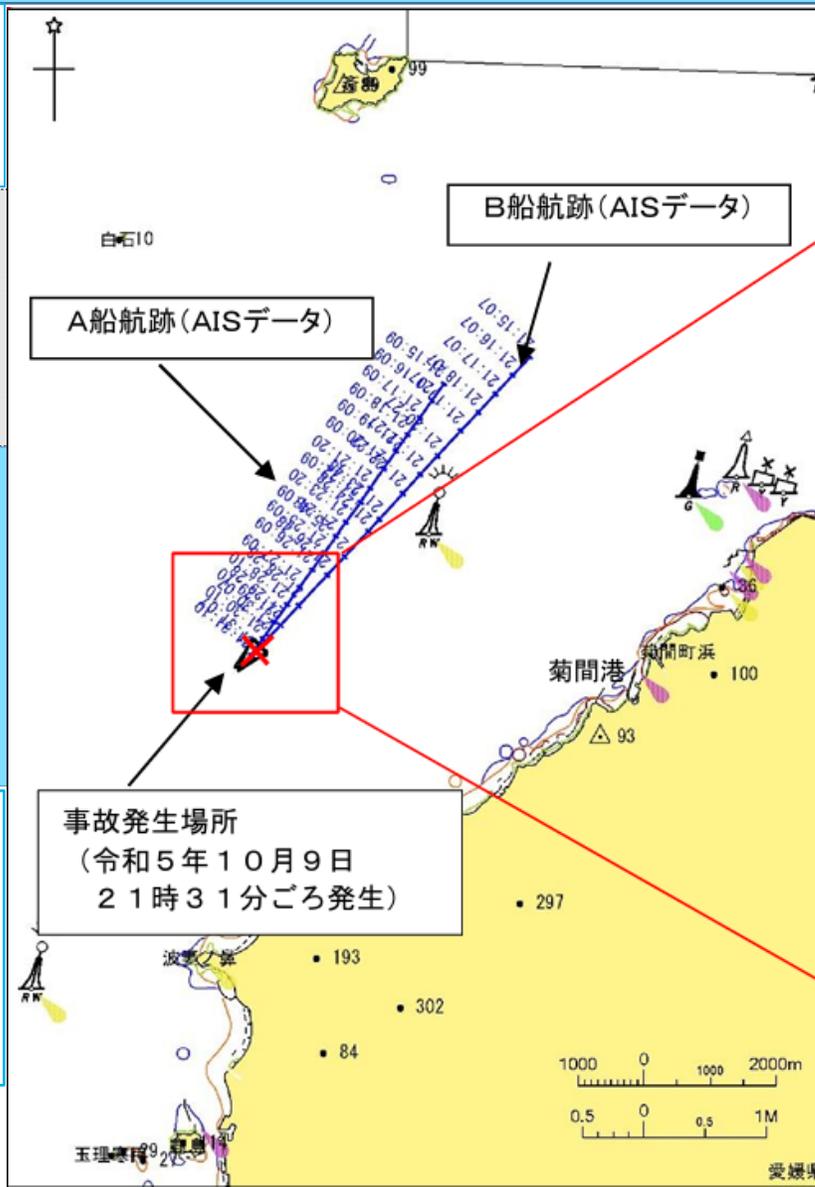
《原因・背景等》

- ◎ 航海士Aは、追越し船であるB船が適切な距離を保ってA船の左舷方を無難に追い越すと判断し、B船の動静に継続して注意を払っていなかったため、B船に対する避航動作が遅れた
- ◎ 船長Bは、海図台で後方に向けて事務作業を続け、A船の動静に継続して注意を払っていなかったため、B船がA船に接近していることに気付かなかった

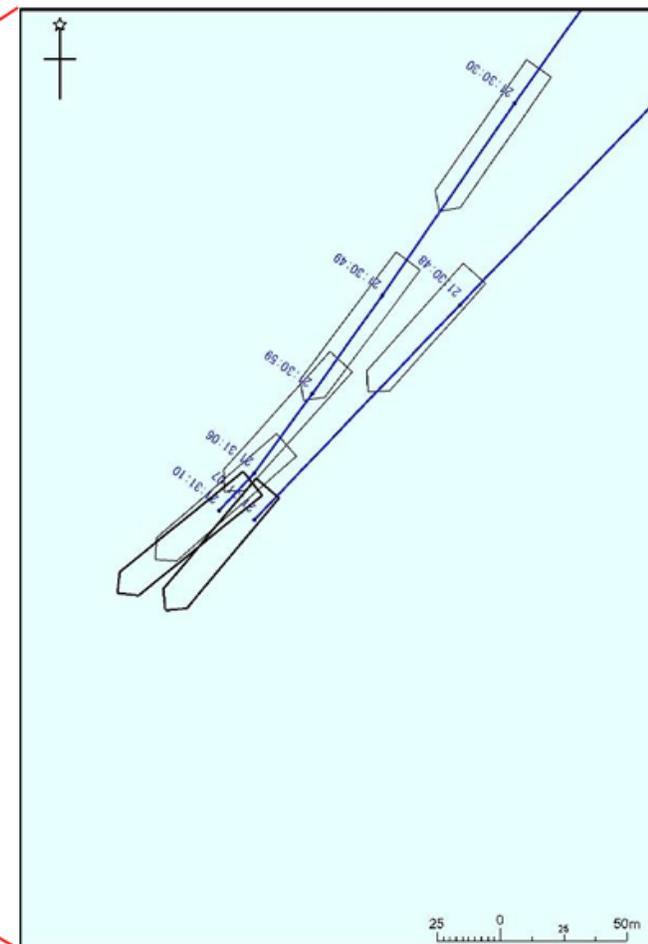
《再発防止策》

- ・ 船橋航海当直者は、航海当直中においては、事務作業を行わずに見張り及び操船に専念すること
- ・ 船橋航海当直者は、自船が保持船であっても、相手船の動静に継続して注意を払い、同船が接近を続けるときは、早めに、汽笛や発光信号、VHF等を活用し、他船との意思疎通を図り、衝突を未然に防ぐこと

\* 本調査報告書は、R6.12.19に公表されました。  
詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



航行経路図



海難防止への  
インフォメーション

## ② 遊漁船A(7.3トン) 漁船B(3.8トン) 衝突

(熊本県大浦漁港北方沖において、A船は東進中、B船は北進中、両船が衝突し、A船は、釣り客1人が負傷し、B船は、船長及び乗組員が負傷した)

### 【事故概要】

大浦漁港北方沖において、遊漁船A(7.3トン、1人乗組、釣り客6人)は、釣りを終え同県八代市所在のマリーナに向け東進中、漁船B(3.8トン、2人乗組)は、大浦漁港を出発して漁場に向け北進中、両船が衝突し、A船は、釣り客1人が負傷し、B船は、船長及び乗組員が負傷した

【発生日時】 令和5年9月13日06時05分ごろ

【発生場所】 熊本県大浦漁港北方沖

【死傷者】 A船: 軽傷1人(釣り客)  
B船: 軽傷2人(船長及び乗組員)

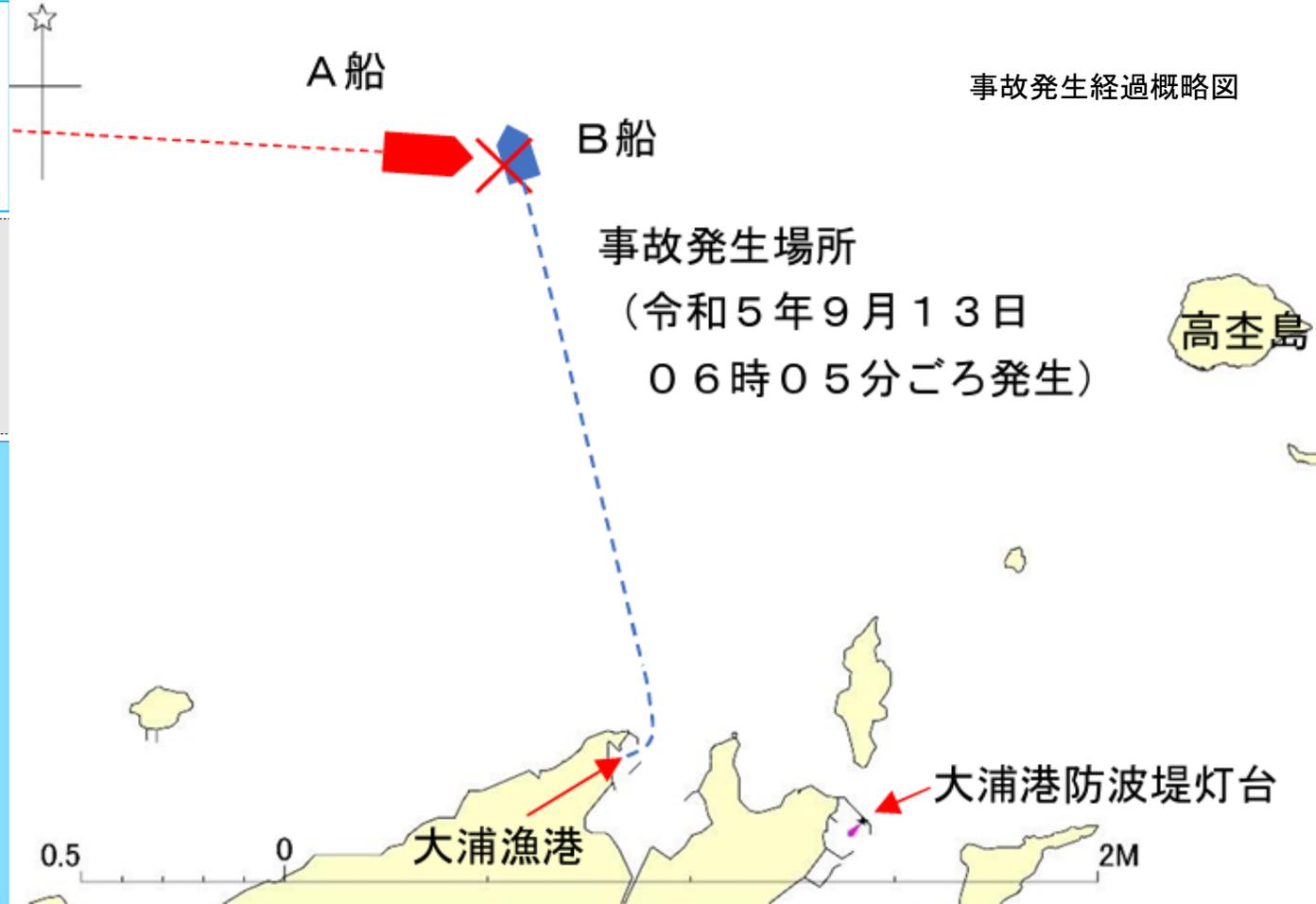
【損傷等】 A船: 船首部外板に擦過傷、船首部手すりに曲損  
B船: 左舷船側外板に亀裂、操舵室の窓に破損等

### 《原因・背景等》

- ◎ 船長Aは、左舷船首方から船首方にかけての太陽光がまぶしい中、目視及びレーダーを使って船首方の見張りを行っていなかったため、B船に対する避航動作が遅れた
- ◎ 船長Bは、東進するA船を認めたものの、A船との衝突のおそれを適切に判断していなかった
- 船長Aは、レーダーを作動させていたが、レーダー画面の輝度を夜間用に小さくしたままで、輝度調節を適切に行わなかったことから、日出によりレーダー画面が相対的に暗くなっており、レーダー画面を確認していなかった
- 船長Bは、船首甲板で操船及び見張りを行っており、目視したのみで、A船が船速の速い遊漁船であると思ったことから、B船が減速すれば、A船がB船の船首方を通過すると考え、機関の回転数を落としたのち中立運転とした

### 《再発防止策》

- ・船長は、航行中、太陽光により見張りが困難となる時はサングラス等を着用するなどして、常時適切な見張りを行うこと
- ・船長は、レーダー画面への遮光及び輝度調整を適切に行い、レーダーを活用した見張りを行うこと
- ・船長は、方位変化の有無によって、他船との衝突のおそれを適切に判断すること



\* 本調査報告書は、R6.12.19に公表されました。  
詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい